

はじめに



富士河口湖町は、世界に誇る富士山の眺望と四つの湖、山麓に広がる青木ヶ原樹海や富士ヶ嶺の牧草地、御坂山地や足和田山などの特色のある自然景観を基調として、その中に市街地や農山村の景観、観光地の賑わい景観に加え、多彩な歴史文化的景観などが重なり合い、これらが一体となって国際観光リゾート地と呼ばれる特色のある景観を形成しています。

町土のほとんどが富士箱根伊豆国立公園区域となっている本町におきましては、これまでも風致・風光の維持について、積極的に取り組んできましたが、平成16年の景観法の制定を受け、翌年には景観行政団体として景観計画の策定に向けた取り組みを始動しました。

しかし、その後上九一色村との町村合併、富士山世界文化遺産登録に向けた様々な動きなどにより、幾度となく計画の見直しを図り、ここに富士河口湖町景観計画を策定いたしました。

本計画は「優れた自然と生活・文化が調和する景観の創造」を理念とし、全町に共通する景観形成方針、景観ゾーン別の景観形成方針、地区別の景観形成方針、景観形成推進ゾーン別の景観形成方針を定めるなど、目的に応じて誰もが景観形成の指針として活用できるような構成としております。そこには、本町のかげがえのない美しい風景に誇りと愛着をもち、次代を担う子どもたちに引き継いでいくという町民をはじめ、関係者の熱い思いが込められております。

本計画の策定を契機として、先人たちから受け継いだふるさとの風景、わが国を代表する富士山と湖の風景を、多くの皆さまとの協働により大切に守り、育む風景づくりに取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、住民アンケート調査や説明会にご協力いただきました町民の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました景観ワーキンググループの皆さま、慎重かつ熱心な審議をしていただきました景観計画策定委員会、景観審議会の委員の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成25年3月

富士河口湖町長 渡邊 凱保